

各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても改正が行われた。

また、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策の連携については、これまでも標記通知によりお示ししてきたところであるが、これまで連携を図ってきた地域福祉施策に加え、隣保館や生活館が地域で果たしてきた、属性を問わないコミュニティーセンターとしての機能とも連携を図ることにより、生活困窮者に対して多様なチャンネルを提供することが可能となり、利便性の向上や効率的な支援の実現が期待される。

さらに、災害発生時の被災者支援における福祉施策の活用については、令和 5 年 3 月に内閣府が策定した「災害ケースマネジメント実施の手引き」において、その活用事例を示すなど取組の推進を図ってきたところであるが、令和 6 年能登半島地震の発災も踏まえ、災害時における社会福祉協議会と生活困窮者自立支援制度との連携は益々重要となっている。

これらを踏まえ、今般、「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため、改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度担当部（局）長</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p>生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について</p> <p>生活困窮者は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要である。</p> <p>また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、<u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）</u>に基づく制度的な支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくという視点が求められる。</p> <p>さらに、生活困窮者支援の実践に当たっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出していくという視点も重要となる。</p> <p>こうした法の理念は、地域福祉とも通ずるところであり、生活困窮者自立支援制度を着実に実施するとともに、既存の地域福祉施策を始めとする関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化することは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものである。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、制度や分野ごとの「縦割り」を<u>超え</u>、地域住民や地域の多様な主体が参画して課題を発見し、解決につなげていく地域づくりを目指すこととしており、これは地域福祉の推進の目的と相通ずるものである。</p> <p>そのような中、生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず、生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた地域づくりを、その基本的な理念の一つとして掲げている制度であり、<u>地域共生社会の実現を目指す上で</u>中核的な役割を担うことが期待されるものである。</p> <p>各自治体におかれては、このような観点から、下記の点も踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携の確保にご留意いただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u> 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度担当部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p>生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）については、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。</u></p> <p>生活困窮者は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要である。</p> <p>また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、<u>法</u>に基づく制度的な支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくという視点が求められる。</p> <p>さらに、生活困窮者支援の実践に当たっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出していくという視点も重要となる。</p> <p>こうした法の理念は、地域福祉とも通ずるところであり、生活困窮者自立支援制度を着実に実施するとともに、既存の地域福祉施策を始めとする関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化することは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものである。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、制度や分野ごとの「縦割り」を<u>越え</u>、地域住民や地域の多様な主体が参画して課題を発見し、解決につなげていく地域づくりを目指すこととしており、これは地域福祉の推進の目的と相通ずるものである。</p> <p>そのような中、生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず、生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた地域づくりを、その基本的な理念の一つとして掲げている制度であり、<u>地域共生社会づくりの中核的な</u>役割を担うことが期待されるものである。</p> <p>各自治体におかれては、このような観点から、下記の点も踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携の確保にご留意いただくとともに、<u>各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等</u>に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</p>

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、様々な事業を実施していることから、社会福祉協議会に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知をすることにより住民の意識醸成を図り、生活困窮者の早期発見・把握に努める。
- (3) 社会福祉協議会において、生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援事業につながる体制を構築する。
- (4) 生活困窮者の判断能力が不十分な場合には、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の活用を検討する。
- (5) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業により、資金を借り受けている世帯については、自立相談支援機関、家計改善支援機関及び民生委員・児童委員とも連携し、それぞれの機能についての相互の理解のもとで、適切な役割分担を図りつつ借受世帯の生活状況の把握、償還指導などを行う体制を構築する。
- (6) 社会福祉協議会が災害時における災害ケースマネジメントの取組として被災者への見守りや相談支援を行うに当たり、災害の影響により被災者の生活再建が長期化するにつれて、経済的に困窮する被災者も多くなることから、自立相談支援機関の支援員とともに一体的に支援を行うことが可能となるよう、平時から体制を構築しておくことも重要である。

2. 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、地域において様々な活動を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員との間の連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、民生委員・児童委員に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図ること等を通じて自立相談支援機関と民生委員・児童委員との間の連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 民生委員・児童委員が行う日々の訪問活動等を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、民生委員・児童委員に対して地域における生活困窮者の早期発見・把握に向けた協力を依頼する。
その上で、民生委員・児童委員が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなげる体制を構築する。

3. 隣保館・生活館との連携

隣保館・生活館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、様々な事業を実施していることから、社会福祉協議会に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知をすることにより住民の意識醸成を図り、生活困窮者の早期発見・把握に努める。
- (3) 社会福祉協議会において、生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援事業につながる体制を構築する。
- (4) 生活困窮者の判断能力が不十分な場合には、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の活用を検討する。
- (5) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業により、資金を借り受けている世帯については、自立相談支援機関、家計改善支援機関及び民生委員・児童委員とも連携し、それぞれの機能についての相互の理解のもとで、適切な役割分担を図りつつ借受世帯の生活状況の把握、償還指導などを行う体制を構築する。

2. 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、地域において様々な活動を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、民生委員・児童委員に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、民生委員・児童委員と自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 民生委員・児童委員が行う日々の訪問活動等を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、地域における生活困窮者の早期発見・把握に協力してもらう体制を構築する。
- (3) 民生委員・児童委員が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなげる体制を構築する。
- (4) 民生委員・児童委員が自立相談支援機関からの依頼に応じ、日々の訪問活動等を行う中で生活困窮者の生活状況を把握する体制を構築する。

コミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度と隣保館・生活館との間の連携の確保に努めることが重要である。

(1) 日頃より、隣保館・生活館に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図ること等を通じて自立相談支援機関と隣保館・生活館との間の連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。

(2) 隣保館・生活館が行う日々の相談事業等各種事業を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、隣保館・生活館に対して地域における生活困窮者の早期発見・把握に向けた協力を依頼する。

その上で、隣保館・生活館が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなげる体制を構築する。

4. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

寄り添い型相談支援事業は、様々な生活上の悩みを抱える方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や同行支援などを行うことにより、具体的な問題解決につなげる事業である。その相談者の置かれている状況をみると、約40%は身近に相談できる人がおらず、約60%は仕事がない状況にあり、法の対象者とも重複する部分がある。

また、本事業による電話相談等の支援を通じて、相談者との信頼関係が既に醸成されている場合などには、本事業が介在することで、相談者の主訴を円滑に伝達できるケースも考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携に努めることが重要である。

(1) 日頃より、寄り添い型相談支援事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と自立相談支援機関との連携体制を構築する。

(2) 事業者から自立相談支援機関に相談者の紹介があった場合には、本人の承諾の下、自立相談支援機関は、当該事業者から必要な情報の提供を受けつつ、必要なアセスメントを行い、対面相談と本事業による電話相談等とを組み合わせるなど、必要に応じて事業者とも適切な役割分担を図りつつ、必要な支援を行う。なお、電話による相談者は、非常に深刻な状況にある者が多いことから、本人の人権等に特に配慮する。

5. その他

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。こうした観点から、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け社援発0327第13号。厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要である。なお、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和3年3月31日付け子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号。厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）（以下「厚生労働省関係4局長通知」という。）において、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を改定したので、併せて参考にされたい。

また、社会福祉法第106条の3に規定する包括的な支援体制の整備の推進にあたり、自立相談支援機関は、地域生活課題を解決するために、その他の支援関係機関との相互の有機的な連携の下、

3. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

寄り添い型相談支援事業は、様々な生活上の悩みを抱える方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や同行支援などを行うことにより、具体的な問題解決につなげる事業である。その相談者の置かれている状況をみると、約40%は身近に相談できる人おらず、約60%は仕事がない状況にあり、法の対象者とも重複する部分がある。

また、本事業による電話相談等の支援を通じて、相談者との信頼関係が既に醸成されている場合などには、本事業が介在することで、相談者の主訴を円滑に伝達できるケースも考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携に努めることが重要である。

(1) 日頃より、寄り添い型相談支援事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と自立相談支援機関との連携体制を構築する。

(2) 事業者から自立相談支援機関に相談者の紹介があった場合には、本人の承諾の下、自立相談支援機関は、当該事業者から必要な情報の提供を受けつつ、必要なアセスメントを行い、対面相談と本事業による電話相談等とを組み合わせるなど、必要に応じて事業者とも適切な役割分担を図りつつ、必要な支援を行う。なお、電話による相談者は、非常に深刻な状況にある者が多いことから、本人の人権等に特に配慮する。

4. その他

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。こうした観点から、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け社援発0327第13号。厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要である。なお、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号。厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）（以下「厚生労働省関係3局長通知」という。）において、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を改定したので、併せて参考にされたい。

また、社会福祉法第106条の3に規定する包括的な支援体制の整備の推進にあたり、自立相談支援機関は、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一

その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に努めることが求められる。その際は、厚生労働省関係4局長通知の「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」において示した実施内容や留意点を踏まえて取り組むことが重要である。

体的かつ計画的に行う体制の整備に努めることが求められる。その際は、厚生労働省関係3局長通知の「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」において示した実施内容や留意点を踏まえて取り組むことが重要である。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 14 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 6 号
平成 30 年 10 月 1 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 12 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について

生活困窮者は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要である。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく制度的な支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくという視点が求められる。

さらに、生活困窮者支援の実践に当たっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとしせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を

見出していくという視点も重要となる。

こうした法の理念は、地域福祉とも通ずるところであり、生活困窮者自立支援制度を着実に実施するとともに、既存の地域福祉施策を始めとする関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化することは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものである。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、制度や分野ごとの「縦割り」を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画して課題を発見し、解決につなげていく地域づくりを目指すこととしており、これは地域福祉の推進の目的と相通ずるものである。

そのような中、生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず、生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた地域づくりを、その基本的な理念の一つとして掲げている制度であり、地域共生社会の実現を目指す上で中核的な役割を担うことが期待されるものである。

各自治体におかれては、このような観点から、下記の点も踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携の確保にご留意いただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、様々な事業を実施していることから、社会福祉協議会に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知をすることにより住民の意識醸成を図り、生活困窮者の早期発見・把握に努

める。

- (3) 社会福祉協議会において、生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援事業につながる体制を構築する。
- (4) 生活困窮者の判断能力が不十分な場合には、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の活用を検討する。
- (5) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業により、資金を借り受けている世帯については、自立相談支援機関、家計改善支援機関及び民生委員・児童委員とも連携し、それぞれの機能についての相互の理解のもとで、適切な役割分担を図りつつ借受世帯の生活状況の把握、償還指導などを行う体制を構築する。
- (6) 社会福祉協議会が災害時における災害ケースマネジメントの取組として被災者への見守りや相談支援を行うに当たり、災害の影響により被災者の生活再建が長期化するにつれて、経済的に困窮する被災者も多くなることから、自立相談支援機関の支援員とともに一体的に支援を行うことが可能となるよう、平時から体制を構築しておくことも重要である。

2. 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、地域において様々な活動を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、以下の点について、生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員との間の連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、民生委員・児童委員に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図ること等を通じて自立相談支援機関と民生委員・児童委員との間の連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 民生委員・児童委員が行う日々の訪問活動等を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、民生委員・児童委員に対して地域における生活困窮者の早期発見・把握に向けた協力を依頼する。

その上で、民生委員・児童委員が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなげる体制を構築する。

3. 隣保館・生活館との連携

隣保館・生活館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度と隣保館・生活館との間の連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、隣保館・生活館に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図ること等を通じて自立相談支援機関と隣保館・生活館との間の連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 隣保館・生活館が行う日々の相談事業等各種事業を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、隣保館・生活館に対して地域における生活困窮者の早期発見・把握に向けた協力を依頼する。

その上で、隣保館・生活館が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなげる体制を構築する。

4. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

寄り添い型相談支援事業は、様々な生活上の悩みを抱える方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や同行支援などを行うことにより、具体的な問題解決につなげる事業である。その相談者の置かれている状況をみると、約 40%は身近に相談できる人がおらず、約 60%は仕事がない状況にあり、法の対象者とも重複する部分がある。

また、本事業による電話相談等の支援を通じて、相談者との信頼関係が既に醸成されている場合などには、本事業が介在することで、相談者の主訴を円滑に伝達できるケースも考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、寄り添い型相談支援事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と自立相談支援機関との連携体制を構築する。
- (2) 事業者から自立相談支援機関に相談者の紹介があった場合には、本人の承諾の下、自立相談支援機関は、当該事業者から必要な情報の提供を受けつつ、必

要なアセスメントを行い、対面相談と本事業による電話相談等とを組み合わせで行うなど、必要に応じて事業者とも適切な役割分担を図りつつ、必要な支援を行う。なお、電話による相談者は、非常に深刻な状況にある者が多いことから、本人の人権等に特に配慮する。

5. その他

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。こうした観点から、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け社援発0327第13号。厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要である。

なお、「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和3年3月31日付け子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号。厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）（以下「厚生労働省関係4局長通知」という。）において、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を改定したので、併せて参考にされたい。

また、社会福祉法第106条の3に規定する包括的な支援体制の整備の推進にあたり、自立相談支援機関は、地域生活課題を解決するために、その他の支援関係機関との相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に努めることが求められる。その際は、厚生労働省関係4局長通知の「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」において示した実施内容や留意点を踏まえて取り組むことが重要である。